

【憲法 15 条】

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

【憲法 43 条】

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

- ②両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

今こそ読もう・知ろう！ 憲法！

第5回

選挙権の使い方



明日の自由を守る若手弁護士の会
椋 大樹

憲法で選挙権が保障されています。私たちが政治家を選ぶ仕組みなら、私たちの人権を守る政治が行われるはずだからです。選挙権は、まずは個人の「権利」です。

権利なら自由に使えばよいでしょうか？ そうではなく、選挙権は公務員を選ぶ「公務」でもあると考えるのが通説です。

そこで、選挙権の使い方について、権利＝自分のため、公務＝みんなのため、という視点で考えてみましょう。次のような投票行動をする方がおられますか？

「親しい人に頼まれた」「会社の社長に指示された」「所属団体に指示された」

選挙権は個人の権利です。頼んでくる人の意見を参考にするのは構いませんが、最終的には自分で考えて自分の一票を投じるべきものです。依頼に反する投票をしても責任を問われることはありませんし、どこに投票したかは黙ってればわかりません。憲法にそう書いてあります。

憲法15条4項「すべて選挙において

ける投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」

一人ひとりが自立した個人として投票できるように、憲法が「投票の秘密」を保障しているのです。しかし、簡単に誰かの言いなりになり、せっかく憲法が守っている個人の権利を自ら放棄する方がおられませんか？

「うちは代々〇〇党」
家が投票するのではありません。また、日々動いている政治情勢に無知無関心で何も考えておられないようなセリフだと思いませんか？

「候補者と知り合いだから」「同窓生だから」「同郷だから」
国会議員は、立法院の一人として国政の重要なことを決めていく仕事です。一方、貴方が誰と親しいか、どこ出身かは、国政とは関係のない私的な事柄です。公権力の担い手を選ぶ公務を、私的な人間関係で行うのは、公私混同です。

政治権力が「お友達のため」に使われたり（森友・加計学園・桜を見る会など）、政権に批判的な人が排除されたりする（日本学術会議任命拒否など）公私混同の政治が続いてきました。

有権者が「友達が議員になれば自分が得するかも」という意識を持っているようでは、お友達政治は止まらないでしょう。素直な欲求を理性でセーブすることも必要だと思えます。

「地域のため」

国政選挙の候補者が「地域のため」「県民のため」とアピールするのを見かけます。ですが、それなら地方議員や首長に立候補すべきです。

国会議員は、選挙区選出であっても選挙区の代表ではなく、「全国民の代表」（憲法43条）であり、全国民のために仕事をしなければなりません。地元利益を誘導するような発言をして

辞任に追い込まれた大臣もいました。

全国民のために使うべき権力を選挙区民のために使い、選挙区民に良い思いをさせるから票を入れてくれというのには、選挙区民にお金を配る買収と同じ発想ではないでしょうか。

候補者がそういうアピールをするのは、有権者がそれを求めているからではありませんか？ 私の講演を聴いた70代の方が「今まで地域の利益になる人に投票していた。考えさせられた」という感想を書いてくださったこともあります。有権者が変わらなければ、政治は変わりません。

— 次回は3月25日号（毎号連載）

〈はんどう たいき〉



ひろしま市民法律事務所・弁護士（広島弁護士会）。1975年生まれ。著書に『檻の中のライオン 憲法がわかる46のおはなし』『けんぼう絵本 おりとライオン』『檻を壊すライオン 時事問題で学ぶ憲法』『けんぼう紙

芝居 檻の中のライオン』（いずれも、かもがわ出版）。中学校公民資料集に『檻の中のライオン』の抜粋が大きく掲載されている。檻の中のライオン講演は全国46都道府県で530回以上。YouTube「檻の中のライオンちゃんねる」（右QRコード参照）で講演動画を公開中。

